

映像素材撮影業務 委託仕様書

1. 業務の概要

(1) 業務名称

映像素材撮影業務

(2) 業務目的

神戸市の代表的な名所の動画を撮影する。

撮影・納品された動画は、本市において編集・加工し、広報活動に広く活用する。

(3) 掲載媒体

YouTube、サイネージ等

(4) 撮影日・納品日

◆ 撮影日は神戸市と協議の上決定する。

◆ 納品日は2025年3月31日までとする。

2. 業務の内容

(1) 撮影場所等

	場所
1	旧居留地、南京町
2	明石海峡大橋
3	摩耶山 掬星台
4	六甲山（六甲ガーデンテラス・六甲枝垂れ）
5	有馬温泉
6	茅葺民家（北区）
7	神出山田自転車道（サイクリング風景）
8	塩屋・新長田（坂・下町風景）

(2) 撮影

◆ 撮影計画書の作成

各撮影場所について、撮影計画書を作成し、本市と協議すること。

なお、撮影計画書には、撮影スケジュール、使用機材、制作体制、船舶等の移動手段、サイクリングのキャスト等、及び、追加提案素材の詳細イメージを記載すること。

◆ 撮影許可

撮影場所、ドローン使用、キャスト等について調整を行い、撮影許可を得ること。
人を被写体とする場合は、本市が指定する承諾書にて承諾を得ること。

◆ 移動手段の確保

船舶や車両等、撮影に必要な移動手段を確保すること。

◆ 撮影

本市と協議の上決定した撮影計画に基づき、撮影すること。

撮影に際しては、天候や時間帯等、本市の指定内容を順守すること。

(3) 動画の仕様

① 画質

4 K・60p以上

② 音響

◆ サイレンやクラクションなどの騒音を入れずに撮影すること。

◆ 波の音や鳥の鳴き声などの自然の環境音を、高音質で収録すること。

③ その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(4) 報告・協議

成果物の制作状況や途中経過を随時本市に報告しつつ、必要に応じて（神戸市からの求めに応じて）適宜、制作の方向性について協議を行うこと。

3. 成果物

① 動画データ

logデータと、MP4形式のデータを納品すること。

納品時は、記録媒体あるいは電子データ（大容量ファイル転送サービス等）で納品すること。

② 本業務の実施状況報告書（データ）

撮影許可に関しては、場所と撮影日・責任者について明らかにすること。

人を被写体とした場合は、承諾書をPDF形式で添付すること。

4. 留意事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 著作権の帰属

本事業において制作された本動画の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。但し、本動画において使用される音楽著作物に関する著作権及び著作隣接権その他本動画の著作権とは別途存する権利は含まない。）及び所有権は、本市に帰属するものとする。受託者が、本動画の利用を希望する場合には、本市の事前の承認を必要とするものとする。

(3) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(5) その他

以下の事項を含む動画を制作することは認めない。

- ◆ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ◆ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ◆ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ◆ 誹謗中傷を含むもの
- ◆ わいせつな内容を含むもの
- ◆ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ◆ 政治性のあるものや選挙に関係するもの
- ◆ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ◆ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ◆ その他社会通念に照らして市が不相当と認めるもの

5. 委託業務の履行場所、作業場所

受託者事務所内等

6. 成果物納品場所

神戸市市長室広報戦略部